|  |  |
| --- | --- |
|  | 第二号様式　その一（投票区分設の告示）多古町選挙管理委員会告示第何号公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十七条第二項の規定により、多古町の区域を分けて次のとおり投票区を設けた。年　　月　　日多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　名 |
|  |  | 投票区名 |
|  |  | 投票区の区域 |
|  |  | 備考 |